

# 企業の皆さん・新規起業者の皆さん 「広報しらおか」で取組を紹介してみませんか？

広報しらおかで自社の活動を紹介する市内企業を募集します。市民の皆さんにより親しみを感じていただくために、ぜひ広報紙を活用してください。

## 掲載基準

- ・市税を滞納していないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条の適用を受ける業種、これに類似する業種でないこと
- ・公序良俗に反する若しくは反するおそれのある事業所でないこと
- ・事業所の求人や広告宣伝にならないこと

※この他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 応募方法

「地元企業広報紹介」応募用紙に必要事項を記載のうえ、担当まで送付してください。

応募用紙のダウンロードは、市公式ホームページ (<http://www.city.shiraoka.lg.jp/14770.htm>) から可能です。

**問合せ** 商工観光課商工振興担当 内線294 ✉ [shokokanko@city.shiraoka.lg.jp](mailto:shokokanko@city.shiraoka.lg.jp)

## 人間ドック・ 脳ドック補助

市では、国民健康保険、後期高齢者医療の加入者を対象に人間ドック・脳ドックの検査費用を補助しています。

下表で対象者や申請方法などをご確認ください。

※指定医療機関（白岡中央総合病院・蓮田病院・新久喜総合病院）以外で受診し、補助申請をする場合は、**領収書の添付**と補助金請求書への**押印が必須**です。受診後、受診年度の**翌年度8月末まで**に申請してください。

※同じ年度内では、特定健康診査または人間ドック（総合健診）どちらか一方しか受けられません。

		国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
補助対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診時点で加入者であること</li> <li>・受診時点で35歳以上75歳未満のかた</li> <li>・納期の到来している国民健康保険税を完納しているかた</li> <li>・人間ドック（脳ドックも可能な限り）の健診項目に、特定健康診査の健診項目（欄外下※参照）が含まれていること</li> <li>・年度内において、特定健康診査を受診していないかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診時点で加入者であること</li> <li>・納期の到来している後期高齢者医療保険料を完納しているかた</li> <li>・年度内に国民健康保険で補助を受けていないかた</li> <li>・年度内に後期高齢者医療健康診査を受診していないかた</li> </ul>
補助額		検査費用の3分の2以内（補助限度額27,000円） 補助は年度内の受診につき1回で、人間ドックまたは脳ドックのどちらかです。	
申請方法等	指定医療機関	申請手順 ①希望する指定医療機関に予約 ②保険年金課で補助申請をし、利用券を受取 ③予約日に指定医療機関に利用券を提出	申請手順 ①受診後に保険年金課で補助申請 申請期限▶受診した年度の翌年度8月末まで ②補助金は後日、世帯主の口座に振込
	その他の病院	持ち物 ①国民健康保険または後期高齢者医療被保険者証（保険証） ②印鑑 ③特定健康診査の受診券または健康診査の受診券（受診する年度のもの）	持ち物 ①被保険者証（保険証） ②印鑑 ③領収書（原本） ④振込口座の分かるもの（世帯主のもの） 世帯主以外の口座に振り込みを希望する場合には、要委任状 ⑤人間ドック または 脳ドックの受診結果（特定健康診査の項目が確認できること。脳ドックを受診したかたも可能な限り、受診結果をご提示ください。） ⑥特定健康診査の受診券（受診した年度のもの）

※身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）/ 血圧測定 / 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）/ 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT（γ-GTP））/ 脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロールまたは non-HDL コレステロール）/ 尿検査（尿糖・尿たん白）/ 総合判定（所見有無・判定医師名）  
以下は、検査を実施していれば結果を添付・・・貧血検査（ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数）/ 心電図 / 腎機能検査（血清クレアチニン（eGFR）・尿酸）

**問合せ** 保険年金課  
○国民健康保険担当 内線 142～144  
○後期高齢者医療担当 内線 147・148